

事業系のごみと資源物の分け方

種類	事業系のごみと資源物の例	一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。
一般廃棄物	<p>資源化可能な古紙</p> <p>段ボール 紙パック 新聞 雑誌 オフィス紙</p> <p>○古紙類は品目ごとに分別して古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の処理業者へ委託しリサイクルしてください。 ○資源化可能な古紙は、市の焼却工場へ搬入できません。 ○機密文書も安全にリサイクルできる業者があります。 ○建設工事や紙加工品の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは、産業廃棄物です。</p>	
	<p>生ごみ (食品残さ)</p> <p>食品の食べ残し、売れ残り、調理残さなど (産業廃棄物に該当するものを除く。) ※排出する前に水分をよく切ってください。</p> <p>○食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物です。 ○食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。 ○生ごみ処理機や、リサイクル施設に搬入して資源化が可能です。 ○リサイクルできない場合は、一般ごみと分ける必要はありません。</p>	
	<p>一般ごみ (燃やすごみ)</p> <p>使用済みのティッシュペーパー、リサイクルできない紙、草、落ち葉など</p> <p>○できるかぎり、リサイクルするよう分別を徹底してください。 ○どうしてもリサイクルできないものは、一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。</p>	
産業廃棄物	<p>廃プラスチック類 ペットボトルを含む</p> <p>飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、発泡スチロール等の緩衝材類、PPバンド、弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、化学繊維製の布など</p> <p>○汚れが付着していても、一般ごみではありません。 ○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。
	<p>金属くず 飲料用缶を含む</p> <p>飲食用の缶、商品の入っていた缶、ハサミや刃物類、アルミホイル、ホッチキス針、安全ピン、一斗缶、釘、クリップなど</p> <p>○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。
	<p>ガラス・陶磁器くず 飲料用びんを含む</p> <p>飲食用のビン、商品の入っていたビン、コップ等ガラス類、蛍光灯や電球、茶碗等の陶器類、植木鉢、調味料などのガラス製容器など</p> <p>○蛍光灯・電球は、産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。 ○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。
	<p>廃油</p> <p>食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど</p> <p>○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。
	<p>電池</p> <p>アルカリ乾電池、マンガン乾電池、小型充電式電池など (金属くずや汚泥等の混合物に分類)</p> <p>○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。
一般廃棄物	<p>木くず</p> <p>木製品、木製パレット、せん定枝など</p> <p>○建設工事や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生した場合と貨物流通用木製パレット等は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。 ○樹木のせん定枝などは、できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	業種や材質等によって、廃棄物の区分が異なります。
	<p>古布</p> <p>不要になった作業服・制服、デコレーションに使用した布など(ただし、合成繊維を除く)</p> <p>○建設工事や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生した場合は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。なお合成繊維は廃プラスチック類です。</p>	
	<p>その他</p> <p>オフィスの机・椅子、ロッカー・棚等、家電製品、パソコンなど</p> <p>○材質により、一般廃棄物又は産業廃棄物になります。 ○金属・プラスチック・ガラス等は、産業廃棄物の処理業者、木製品は一般廃棄物の処理業者へ委託し、処理してください。 ○テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律によりリサイクルが定められています。処理は、販売店やメーカーにお問い合わせください。</p>	

事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）について、法律及び条例に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならないと定められています。ここでいう事業活動は、店舗・工場・オフィスなどで営利を目的として行われる活動だけでなく、病院・学校・官公署などの公共的なサービスも含まれます。

事業系ごみの適正処理

事業系ごみは、横浜市で収集を行いませんので、家庭ごみ集積場所に排出することはできません。処分の際には、自己処理するか、市から廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者（許可業者）に委託してください。

また、事業系ごみの保管場所を敷地内に設けるとともに、小動物による飛散などを防止するため、蓋付きのポリ容器などを使用して、街の美観を損なわない方法で排出してください。

一般廃棄物収集運搬業許可業者のお問合せ先

- 横浜市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/kyoka.html>



産業廃棄物処理業者のお問合せ先

- 産業廃棄物処理業者名簿（神奈川県）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f5654/index.html>
- 産業廃棄物処理業者名簿（横浜市）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/shori/02kensaku.html>
- (公社)神奈川県資源循環協会 電話681-2989

よくあるご質問

Q 事業系ごみは、家庭ごみと同じ分別でよいですか？

A 事業系ごみは、お住まいから出る家庭ごみとは分別が異なります。裏面を参考にしていただき、分別をお願いします。

Q 少量であれば事業系ごみを家庭ごみ集積場所に出してよいですか？

A 事業系ごみは、原則、家庭ごみ集積場所には出せません。ただし、住居に併置する事業所や地域作業所等で、要件を満たしている場合、事前に届出を行うことで、家庭ごみ集積場所に排出できます。（詳細は、各区資源循環局事務所へお問い合わせ下さい。）

Q 資源化できない古紙とは？

A 資源化できない古紙とは、汚れている紙、金色・銀色の紙、感熱発泡紙、写真、シールやラベル、洗剤の紙容器、金属やビニール等の異物がついている紙など製紙原料に適さないものを指します。それ以外の雑誌、新聞、段ボール、紙パック、オフィス紙と、ミックスペーパー（菓子箱、メモ用紙、付せん紙などの細かな紙類、シュレッダーした紙など）が資源化可能な古紙です。ただし、古紙業者によっては一部資源化できることもあるので、古紙を引き渡している業者にご確認ください。

Q 汚れたプラスチック類はリサイクルできないから、一般ごみ（燃やすごみ）でよいですか？

A プラスチック類は汚れていても一般ごみ（燃やすごみ）と一緒に排出できません。プラスチックは産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物の処理業者に引き渡してください。また、市の焼却工場では搬入物検査を実施しており、未分別のごみを搬入した場合は持ち帰り等の指導を行っています。

リサイクルの推進

古紙、缶、びん、ペットボトル、生ごみ（食品残さ）、木くず（せん定枝）など、貴重な資源が含まれています。分別ボックスなどにより分別排出をこころがけ、リサイクルしましょう。

リサイクル関連業者のお問合せ先やリサイクルの情報

- <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/3r/recycle.html>

産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理をする際には、廃棄物処理法で定められた基準を守らなければなりません。特に次の項目が守られているか確認しましょう。

掲示板設置例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、〇〇〇
管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△工業㈱ 担当：横浜太郎 横浜市〇〇区 x × 1-2 TEL:045-123-4567
最大保管高さ	1.5m

各区資源循環局事務所	電話番号
鶴見	502-5383
神奈川	441-0871
西	241-9773
中	621-6952
南	741-3077
港南	832-0135
保土ヶ谷	742-3715
旭	953-4811
磯子	761-5331
金沢	781-3375
港北	541-1220
緑	983-7611
青葉	975-0025
都筑	941-7914
戸塚	824-2580
栄	891-9200
泉	803-5191
瀬谷	364-0561

- 産業廃棄物の保管場所に縦横それぞれ60cm以上の大きさの掲示板を設置している。
- 廃棄物の処理を他人（業者等）に委託する場合は、書面による委託契約を締結している。
- 業者に引渡す際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付している。

～産業廃棄物の3Rの取組について～

排出事業者は、排出する産業廃棄物の発生状況や性状等を正確に把握できる立場にあることから、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）（3R）を行うことにより、廃棄物の減量化に努める必要があります。工程管理や品質管理の改善等により、3Rを推進するよう心がけましょう。

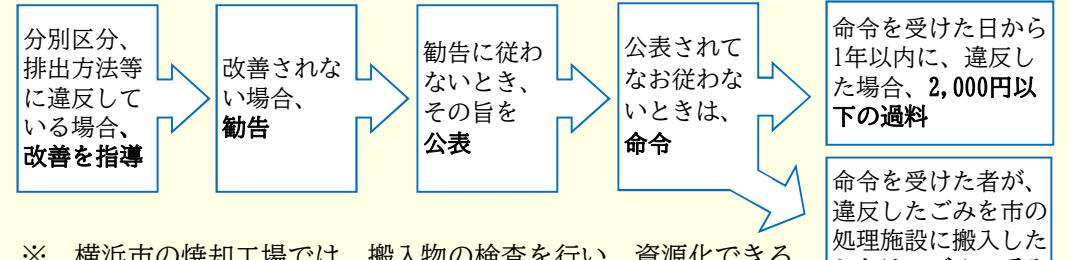
事業系ごみのルール違反に対する罰則

横浜市では、条例で廃棄物の分別区分や排出方法に従って廃棄物を出すことを義務付け、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない市民・事業者に対しては、最終的に罰則（過料2,000円以下）を科すこととしています。

次の行為は禁止されています

- ① 資源化可能な古紙を種類ごとに分別せずに、他の一般廃棄物に混ぜる。
- ② 一般廃棄物に、廃プラスチック・金属などの産業廃棄物を混入する。
- ③ 家庭ごみの集積場所に事業系廃棄物を排出する（市の制度で認められた場合を除く）。
- ④ 廃棄物を横浜市の処理施設に自分で搬入するときに、不適物を混ぜる。

※ これらのルールは廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理実施計画で定められています。



※ 横浜市の焼却工場では、搬入物の検査を行い、資源化できる古紙や産業廃棄物が搬入されていないか、チェックしています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎23階

TEL 671-3818 FAX 663-0125

e-mail:sj-ippaihai@city.yokohama.jp ○令和5年4月発行